

免責補償制度

レンタカーの補償について

貸しする車両には、次の金額を限度として保険等による補償が付いています。ただし、免責事項に該当する場合は全額お客様の負担となります。当社より借受けたレンタカーで事故を起し、当社または第三者に損害を与えた場合は、お客様にその損害を賠償する責任が発生します。

尚、当社ではお客様に事故時に発生する賠償責任を補填するため、下記の保険・補償制度をつけておりますが、免責金額ならびに保険・補償制度の上限を越えた賠償額は、お客様の負担となります。

対人無制限

対物無制限 [免責 5 万円]

車両時価額 [免責 5 万円] (下記以外の車両)

時価額 [免責 10 万円] (TCクラス以上、マイクロバス)

人身傷害補償 …… 3,000 万円まで / 1 名につき (定員まで)

上記、保険・補償制度は当社貸渡約款違反、保険約款免責事項、警察の事故証明が取得できない場合等は、適応外となります。

■免責補償制度 加入料

この制度に加入されますと、万一の事故の際にお客様の負担となる対物免責額と車両免責額の支払いが免除されます。

お申込みは出発時に限らせていただき、貸渡の途中での加入・解約は出来ません。

※インターネット割引でのご予約は下記の免責補償制度加入が条件になっております。

免責補償制度 加入料 一般クラス 1,575 円

TCクラス以上、マイクロバス 2,100 円

■免責補償制度 加入でも対象外となる事故

下記のような重大な交通違反が原因で事故が発生した場合、免責補償制度への加入がなされている場合でも免責金を負担していただきます。

- ・スピードオーバーによる事故
- ・追い越し禁止ゾーンでセンターラインを超えて事故を起した場合
- ・信号無視で事故を起した場合
- ・一時停止を怠って事故を起した場合
- ・右折禁止、Uターン禁止、指定方向以外の進入などで事故を起した場合
- ・悪質または故意と認められる事故の場合

■ノンオペレーションチャージ (N.O.C.)

レンタカー使用中に事故を起こし、車両の修理が必要になった場合、車両の修理期間中の休業補償の一部として、損傷の程度や修理期間に関わりなく、「ノン・オペレーション・チャージ (N.O.C.)」を申し受けます。

※ 免責補償制度にご加入している場合でも、同様にご負担していただきます。(非課税)

予定営業所へ自走して返車された場合 20,000 円

予定営業所へ返車されなかった場合 50,000 円

■免責補償制度 加入料

この制度に加入されますと、万一の事故の際にお客様の負担となる対物免責額と車両免責額の支払いが免除されます。

お申込みは出発時に限らせていただき、貸渡の途中での加入・解約は出来ません。

※インターネット割引でのご予約は下記の免責補償制度加入が条件になっております。

免 責 補 償 制 度 加 入	免 責 補 償 制 度 非 加 入
対物免責額 …… 支払い免除 車両免責額 …… 支払い免除 ノンオペレーションチャージ（休車補償料） 自走可能な場合 …… 2万円 自走不可能な場合 …… 5万円 お客様ご負担額 自走可能な場合 …… 2万円 自走不可能な場合 …… 5万円 ※1	対物免責額 …… 5万円 車両免責額 …… 5万円 ノンオペレーションチャージ（休車補償料） 自走可能な場合 …… 2万円 自走不可能な場合 …… 5万円 お客様ご負担額 自走可能な場合 …… 事故内容により 7万円～20万円※2 自走不可能な場合 …… 事故内容により 7万円～20万円※2

※1 約款違反、法令違反等悪質な事故の場合は、免責補償制度に加入していても適応除外ならびに保険・補償制度の適応除外となります。

※2 一回の貸渡で、二回以上事故を起した場合は更に負担額は増えます。また、約款違反、法令違反等悪質な事故の場合は、保険・補償制度の適応除外となります。また、当社保険・補償制度の補償限度額を越える事故の場合、補償限度額を越えた分はお客様に一括してお支払いいただきます。

※下記の場合は、保険・補償制度の適応外となり修理に要する費用は、お客様の実費負担となります。

- ・タイヤのパンクおよびバースト
- ・タイヤホイールの破損およびホイールキャップの紛失・破損
- ・車内装備品の紛失・破損
- ・飛び石等の飛来物によるガラスのヒビ割れおよび破損

※下記のような運転または状態で、事故が発生した場合は、すべてお客様の負担となります。（保険・補償の適用外）

- ・事故現場から警察への届出を怠った場合（警察の事故証明書が取得できない場合）
- ・事故現場から店舗への連絡を怠った場合
- ・当社の承諾なく相手と示談した場合
- ・貸し渡し時間の無断延長による事故
- ・契約書記記載者以外による事故の場合
- ・運転中にシートベルト非着用による事故
- ・飲酒運転
- ・無免許運転
- ・盗難によって生じた車両損害
- ・定員オーバー走行時による事故
- ・海岸、河川敷、または林間など車道以外を走行した場合
- ・劣悪な使用方法により生じた車体などの損傷や腐食の補修費
- ・各種テスト・競技への使用や他車のけん引・後押しに使用した場合
- ・お客様の所有、使用、管理する車両などとの当社レンタカーの車両損害事故
- ・操作ミスによる故障
- ・店舗内でレンタカーや看板などを破損した場合
- ・車内装備の損害
- ・タイヤチェーン、スキーキャリアなどの装飾品によりできたキズ
- ・タイヤの破損、タイヤやホイールキャップの紛失
- ・当社の貸渡約款の条項に違反して使用した場合
- ・その他保険約款の免責事項に該当する事故
- ・車両管理不行き届きによる損害事故